

旅行業等に係るよくある質問と回答

目次

- 1 主に一般の方から寄せられる質問 2 頁**
- (1) 「〇〇（事業者名、登録番号等）」は登録されていますか。
 - (2) 「〇〇（事業者名、登録番号等）」の抹消年月日を教えてもらえますか。
 - (3) 旅行業者（旅行業者代理業者）登録簿の内容を教えてもらえますか。
 - (4) 旅行業者等が取り扱った旅行業務に関する苦情の解決について、申出先はどこですか。
 - (5) 旅行業者の倒産その他の理由で被害を受けたとき、旅行者に対する救済措置はありますか。
- 2 主に旅行業等の登録を考えている方から寄せられる質問 3 頁**
- (1) 旅行業等の登録が必要になるのは、どのような場合ですか。
 - (2) 募集型企画旅行と受注型企画旅行の違いは何ですか。
 - (3) 旅行業法に係る事項について、直接、相談したいのですが、可能ですか。
 - (4) 代表者以外が来庁し、新規登録申請を行うことは可能ですか。
 - (5) 日本国籍を有していなくても旅行業登録をすることは可能ですか。
- 3 主に旅行業者等から寄せられる質問 3 頁**
- (1) 法人営業の事業者が登録申請書に添付する役員の誓約書について、非常勤役員のものも必要ですか。
 - (2) 旅行業務取扱管理者の選任について、旅行業務取扱主任者はどのように取り扱われますか。
 - (3) 旅行業務取扱管理者（主任者）の合格証又は認定証に記載されている氏名と現在の氏名が異なるときは、どうすればよいですか。
 - (4) 算定した基準資産額が必要額に満たないときは、どうすればよいですか。
 - (5) 旅行業者代理業者（旅行業者）から旅行業者（旅行業者代理業者）に変えるときの手続を教えてください。
 - (6) 旅行業等の登録を個人（法人）営業から法人（個人）営業に変えるときの手続を教えてください。
 - (7) 旅行業者代理業者が所属旅行業者を変えるときの手続を教えてください。
 - (8) 旅行業等の登録に有効期間はありますか。
 - (9) 旅行業の更新登録申請が遅れた場合は、どうなりますか。
 - (10) 主たる営業所の所在地が千葉県外から千葉県内になったときの手続を教えてください。
 - (11) 主たる営業所の所在地が千葉県内から千葉県外になったときの手続を教えてください。

1 主に一般の方から寄せられる質問

(1)	「〇〇（事業者名、登録番号等）」は登録されていますか。 県ホームページに一覧表を載せておりますので、そちらで確認することができます。 ただし、載せているのは千葉県知事登録旅行者等のみであり、第一種旅行者であれば観光庁長官が、第二種旅行者、第三種旅行者、地域限定旅行者又は旅行者代理業者であっても、主たる営業所の所在地が千葉県外であればその所在地を管轄する都道府県知事が、登録行政庁になりますので、それぞれの登録先にお問い合わせください。 なお、千葉県知事登録旅行者等の最新の登録情報が必要な場合は、県担当課にお問い合わせください。（登録簿の閲覧も可能ですので、御来庁されるときは身分証明証を御持参ください。）
(2)	「〇〇（事業者名、登録番号等）」の抹消年月日を教えてください。 県担当課にお問い合わせください。
(3)	旅行者（旅行者代理業者）登録簿の内容を教えてください。 県担当課にお問い合わせください。（登録簿の閲覧も可能ですので、御来庁されるときは身分証明証を御持参ください。）
(4)	旅行者等が取り扱った旅行業務に関する苦情の解決について、申出先はどこですか。 旅行業協会に申し出ることができます。（旅行業協会に加入していない旅行者等についても申し出ることができます。） なお、旅行業協会には、日本旅行業協会及び全国旅行業協会があり、これらに加入するかどうかは、旅行者等の任意です。
(5)	旅行者の倒産その他の理由で被害を受けたとき、旅行者に対する救済措置はありますか。 旅行業協会の保証社員ではない旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有します。 また、旅行業協会の保証社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、旅行業協会が供託している弁済業務保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有します。 この弁済を受けるための手続については、各旅行業協会にお問い合わせください。

2 主に旅行業等の登録を考えている方から寄せられる質問

(1)	旅行業等の登録が必要になるのは、どのような場合ですか。 下記の事業を営む場合は旅行業等の登録が必要になります。 【旅行業】 報酬を得て、旅行業法第2条第1項各号に掲げる行為を行う事業。 【旅行業者代理業】 報酬を得て、旅行業を営む者のため旅行業法第2条第1項第1号から第8号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業。 【旅行サービス手配業】 報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供するものとの間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を事業。
(2)	募集型企画旅行と受注型企画旅行の違いは何ですか。 いずれも、旅行の目的及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいますが、募集型企画旅行は旅行者の募集のためにあらかじめ計画を作成するのに対し、受注型企画旅行は旅行者からの依頼により計画を作成する点が異なります。
(3)	旅行業法に係る事項について、直接、相談したいのですが、可能ですか。 事前に県担当課と日時を調整の上で御来庁していただければ、旅行業の担当が応対いたします。
(4)	代表者以外が来庁し、新規登録申請を行うことは可能ですか。 登録要件を満たしているか確認を行うとともに、旅行業務に係る事業の計画や、組織概要についてもヒアリングを行いながら登録事務を進めますので、新規登録申請の際は、原則として代表者及び旅行業務取扱管理者の方にご来庁いただきますようお願いいたします。
(5)	日本国籍を有していなくても旅行業登録をすることは可能ですか。 登録要件を満たしていれば、登録は可能です。 法人の代表者が通称名により登記されている場合には、住民票、運転免許証、印鑑登録証明書など、本名と通称名が併記された公的書類をご用意ください。旅行業務取扱管理者試験合格者証に記載の氏名が通称名のみの場合も同様です。 (住民基本台帳ネットワークシステムにより本名並びに通称名の確認を受ける場合には不要です)

3 主に旅行業等の事業者から寄せられる質問

(1)	法人営業の事業者が登録申請書に添付する役員の誓約書について、非常勤役員のものも必要ですか。 非常勤役員を含め、全ての現役役員の誓約書の提出が必要です。（監査役も含みます。）
(2)	旅行業務取扱管理者の選任について、旅行業務取扱主任者はどのように取り扱われますか。 旅行業務取扱主任者試験の合格者及び認定資格者については、旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）附則に基づき、旅行業務取扱管理者試験の合格者とみなされます。 したがって、「一般旅行業務取扱主任者」を「総合旅行業務取扱管理者」と、「国内旅行業務取扱主任者」を「国内旅行業務取扱管理者」とみなして選任することができます。
(3)	申請又は届出のとき、旅行業務取扱管理者（主任者）の合格証又は認定証に記載されている氏名と現在の氏名が異なるときは、どうすればよいですか。 氏名が変更されたことを読み取ることのできる書面（戸籍の事項証明書など）を併せて提出してください。
(4)	算定した基準資産額が必要額に満たないときは、どうすればよいですか。 公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算があれば、その中間決算を基に算定することができます。 また、決算後に増資、贈与、債務免除等があったことが証明できる書類（履歴事項全部証明書、公正証書等）があれば、資産又は負債を増減して算定することができます。
(5)	旅行業者代理業者（旅行業者）から旅行業者（旅行業者代理業者）に変えるときの手続を教えてください。 登録事項変更の届出ではなく、登録を申請し直す（新規登録申請をする）必要があります。（登録番号は継続しません。） なお、新たな登録に係る事業を開始できるようになりましたら、30日以内に従前の登録に係る事業廃止届出書を提出してください。
(6)	旅行業等の登録を個人（法人）営業から法人（個人）営業に変えるときの手続を教えてください。 登録事項変更の届出ではなく、登録を申請し直す（新規登録申請をする）必要があります。（登録番号は継続しません。） なお、新たな登録に係る事業を開始できるようになりましたら、30日以内に従前の登録に係る事業廃止届出書を提出してください。

(7)	旅行業者代理業者が所属旅行業者を変える時の手続を教えてください。 登録事項変更の届出ではなく、登録を申請し直す（新規登録申請をする）必要があります。（登録番号は継続しません。） なお、新たな登録に係る事業を開始できるようになりましたら、30日以内に従前の登録に係る事業廃止届出書を提出してください。
(8)	旅行業等の登録に有効期間はありますか。 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年です。 したがって、引き続き旅行業を営もうとするときは、有効期間の満了の日の2か月前までに更新登録申請を行ってください。 なお、有効期間の更新の登録がなされたときの有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年です。 また、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録には、有効期間の定めはありません。
(9)	旅行業の更新登録申請が遅れた場合は、どうなりますか。 有効期間の満了の日の2か月前を過ぎても更新登録申請を受け付けますが、書類の不備等により受理できないまま有効期間が満了したときは、登録が抹消されますので、早めに更新登録申請を行ってください。（更新登録申請を行わないまま有効期間が満了したときは、事業廃止届出書を提出してください。） なお、有効期間の満了により旅行業の登録が失効した場合に旅行業を営むためには、登録を申請し直す（新規登録申請をする）必要があります。（新たに登録され、登録番号は継続しません。また、営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金の納付の届出をするまでは、旅行業を営むことができません。）
(10)	主たる営業所の所在地が千葉県外から千葉県内になった時の手続を教えてください。 千葉県知事宛てに登録事項変更の届出をする必要があります。（新たに千葉県知事登録になります。） この変更について登録事項変更（千葉県知事登録）されると、営業保証金を供託しているときは、営業保証金の保管替えの手続及びその届出が必要になります。 この手続は、登録事項変更の通知が届いてから行います。（弁済業務保証金分担金を納付しているときは、手続の有無及び方法について、加入している旅行業協会にお問い合わせください。）

(11)	主たる営業所の所在地が千葉県内から千葉県外になったときの手続を教えてください。
	変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事宛てに登録事項変更を届け出る必要があります。(千葉県知事以外の都道府県知事登録になり、千葉県知事登録は抹消されます。)
	この変更について登録事項変更(千葉県以外の都道府県知事登録)されると、営業保証金を供託しているときは、営業保証金の保管替えの手続及びその届出が必要になります。 この手続については、新たな登録先にお問い合わせください。(弁済業務保証金分担金を納付しているときは、手続の有無及び方法について、加入している旅行業協会にお問い合わせください。)